(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格の高騰等に起因する各種物価高騰下において、必要な介護・障害サービスを安定的に提供するため、事業所等における施設光熱水費、訪問送迎車両燃料費及び食材料費の一部について、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第 1に掲げる事業所を市内で開設する運営法人を対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としない。
  - (1) 規則第4条第3項各号に掲げる者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項の規定に該当する業種の営業を行う事業者又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
  - (3) 事業申請日又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者
  - (4) 令和6年度に新たに事業を開始した事業者、令和6年度糸魚川市医療機関物 価高騰対策事業の対象である病院又は介護保険法(平成9年法律第123号)の みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所又は薬局

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出した次の各号に掲げる経費とする。
  - (1) 施設光熱水費 施設の冷暖房、照明その他設備機器等に係る電気、ガス、灯油代等及び施設の水道代
  - (2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両の燃料費
  - (3) 食材料費 利用者に提供する食事の原材料費 (別表第1における訪問系及び相談系サービスを除く。)

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、前条各号に定める補助対象経費ごとに前年を上回る場合に おいて、当該増加した額の2分の1の額と別表第1に定める基準単価とを比較 して低い額とする。
- 2 前項の場合において、補助対象経費の支出に充てることを目的とした寄附金その他この補助金以外の補助金等の収入がある場合は、前項の規定により算出した額から当該収入額を控除する。
- 3 前 2 項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を申請する者は、糸魚川市社会福祉施設物価高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式)を令和7年5月23日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定額の調整)

第6条 市長は、前項の規定による申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。この場合において、本事業全体の補助金の交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、各申請者の交付申請額と別表第1に定める基準単価を基に、各申請者の交付決定額を調整することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年3月14日から施行する。
  - (この要領の失効)
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 規則第14条の規定による補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

## 【介護サービス事業所】

区分	No	ービス事業所】 事業所・施設の	○種別(※1~3)	基準単価 (円)	
	1	1   2   3	通常規模型	200,000 /事業所	
	2		大規模型(I)	230,000 /事業所	
	3		大規模型(Ⅱ)	250,000 /事業所	
通 所	4	地域密着型通所介護事業所(療養通		200,000 /事業所	
所系		認知症対応型通所介護事業所		200,000 /事業所	
	6		通常規模型	200,000 /事業所	
	7	7 通所リハビリテーション事業所 8	大規模型(I)	230,000 /事業所	
	8		大規模型(Ⅱ)	250,000 /事業所	
短	9	短期入所生活介護事業所		250,000 /事業所	
所 短 期 入	10	0 短期入所療養介護事業所	定員20人以下	200,000 /事業所	
<sup>常</sup> 入	11		定員21人以上	250,000 /事業所	
	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	60,000 /事業所	
	13		訪問回数1,201回以上2,000回以下	80,000 /事業所	
	14		訪問回数2,001回以上	100,000 /事業所	
訪	15	訪問看護事業所		60,000 /事業所	
問 系	16	5 訪問リハビリテーション事業所		20,000 /事業所	
\/\	17	居宅介護支援事業所	20,000 /事業所		
	18	介護予防支援事業所(地域包括支援	センター)	20,000 /事業所	
	19	福祉用具貸与事業所		20,000 /事業所	
	20	介護老人福祉施設	定員39人以下	700,000 /施設	
	21		定員40人以上49人以下	900,000 /施設	
	22		定員50人以上69人以下	1,100,000 /施設	
	23		定員70人以上89人以下	1,300,000 /施設	
	24		定員90人以上	1,500,000 /施設	
	25	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	200,000 /施設	
入	26		定員20人以上	250,000 /施設	
所	27	介護老人保健施設	定員39人以下	700,000 /施設	
施	28		定員40人以上49人以下	900,000 /施設	
設 •	29		定員50人以上69人以下	1,100,000 /施設	
居	30		定員70人以上89人以下	1,300,000 /施設	
住	31		定員90人以上	1,500,000 /施設	
系	32	」 数 知是 就 医 弗 丑 国 生 壮 介 雜 鬼 妾 庇	定員14人以下	200,000 /事業所	
	33		定員15人以上	250,000 /事業所	
	34	軽費老人ホーム	定員39人以下	700,000 /施設	
	35		定員40人以上49人以下	900,000 /施設	
	36		定員50人以上69人以下	1,100,000 /施設	
	37		定員70人以上89人以下	1,300,000 /施設	
	38		定員90人以上	1,500,000 /施設	
対象経費		令和6年4月から令和7年3月までに支出した施設・事業所等の光熱水費、燃料費、食材料費 (食材料費は訪問系サービスを除く)			
補助額		事業所・施設ごとに、上記対象経費の額が前年度同期(R5.4月~R6.3月)における額を上回る場合において、当該増加した金額の2分の1の額(所要額)と基準単価を比較して少ない方の額とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			

- 異なる事業所・施設の種別で同一の建物及び車両を使用している場合は、事業所・施設の種別ごとに使用実態に応 じて按分するか、いずれかの事業所・施設の種別にまとめて計上して助成額を算定することとし、二重に計上しな いこと。
- ※2 対象事業所・施設は、対象経費の支出期間に指定等を受けているものであり、休止中の事業所・施設は含まない。

  - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、令和7年1月1日時点で判断する。 ・訪問介護の訪問回数については、対象期間内で一番多い月の身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
  - ・基準単価の区分に定員がある事業所・施設については、補助の申請時点で判断する。
- ※3 病院、みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所又は薬局は本補助金の対象としない。
- ※4 本事業全体の補助金交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、基準単価を調整することがあります。

## 【障害サービス事業所】

		基準単価 (円)		
通所系	1	1 生活介護		250,000 /事業所
	2	2 自立訓練(生活訓練)		250,000 /事業所
	3	就労移行支援		500,000 /事業所
	4	4 就労継続支援A型		500,000 /事業所
	5	就労継続支援B型		500,000 /事業所
	6	6 就労定着支援		250,000 /事業所
	7	7 放課後等デイサービス		500,000 /事業所
	8	地域活動支援センター		250,000 /事業所
短期入所	9	短期入所		20,000 /事業所
入	10	施設入所支援	39人以下	700,000 /事業所
所	11		40人~49人	900,000 /事業所
•	12		50人~69人	1,100,000 /事業所
居	13		70人以上	1,300,000 /事業所
住系	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	通常規模型(7人以下)	150,000 /事業所
	15		大規模型(8人以上)	200,000 /事業所
訪問系	16	居宅介護		20,000 /事業所
D/101/01	17	同行援護		20,000 /事業所
相	18	計画相談支援		20,000 /事業所
談	19	相談支援事業所		20,000 /事業所
系	20	障害児相談支援		20,000 /事業所
対象経費		令和6年4月から令和7年3月までに支出した施設・事業所等の光熱水費、燃料費、食材料費 (食材料費は訪問系サービスを除く)		
補助額		事業所・施設ごとに、上記対象経費の額が前年度同期 (R5.4月~R6.3月) における額を上回る場合において、当該増加した金額の2分の1の額 (所要額) と基準単価を比較して少ない方の額とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		

- ※1 異なる事業所・施設の種別で同一の建物及び車両を使用している場合は、いずれかの事業所・施設の種別にまとめて計上して助成額を算定することとし、二重に計上しないこと。
- ※2 介護サービス事業所と同一の建物及び車両を使用している場合は、介護サービス事業所の種別にまとめて計上する こととし、二重に計上しないこと。
- ※3 対象事業所・施設は、対象経費の支出期間に指定等を受けているものであり、休止中の事業所・施設は含まない。
- ※4 入所・居住系の定員については、補助の申請時点で判断する。
- ※5 本事業全体の補助金交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、基準単価を調整することがあります。